特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
22	療育手帳の交付に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市では、知的障害者福祉法による療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	知的障害者福祉法による療育手帳の交付に関する事務			
②事務の概要	青森県愛護手帳(療育手帳)制度実施要綱により療育手帳の交付に関する事務を行う。 1 療育手帳の交付申請の受理に関する事務 2 申請者への交付決定通知の送付 3 療育手帳の返還に関する事務 4 療育手帳交付者の氏名の変更、転入、転出及び転居に関する事務			
③システムの名称	障がい者福祉・医療費助成システム(WebRings) 住民記録等オンラインシステム(MISALIO) 団体内統合宛名システム 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル	名			
療育手帳台帳				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表50の項			
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施しない] 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	福祉部障がい福祉課			
②所属長の役職名	課長			

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒031-8686

八戸市内丸一丁目1番1号 請求先

八戸市庁 総務部 総務課 情報公開グループ

0178-43-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 連絡先

八戸市庁 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉グループ

0178-43-2111

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		(選択肢) [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実加 されている。	項目評価書 施機関については、] それぞれ重点	ī.項目評価書又(<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 ま全項目評価書において	- 書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワ	ークシステム	を通じた入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+分	である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供	ネットワークシ	ステムを通じた	提供を除く。)	E]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		1]接続しない(入手)	Ε]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²		

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監	査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	ī.]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 < 選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うことができる端末及びシステムの使用者登録は事務担当者に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、端末のログインにはID・パスワードに加えて静脈認証も要するほか、離席後一定時間で端末がロックされ再認証が必要になるなどのセキュリティ対策がなされている。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成33年年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	平成33年年4月1日時点	令和4年4月1日時点		その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点		その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	4月1日時点 令和5年4月1日時点		その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年4月1日	I 関連情報 4、情報連携 法令上の根拠	[提供の根拠規定] 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第 21条、第22条、第27条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第 55条、第59条の2	【提供の根拠規定】 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第 21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30 条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第 55条 (「第59条の2」削除)	事後	重点項目評価書の記載項目 のうち別表に定めるものにつ いての変更だが、重要な変更 に当たらないものであるため、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 7の項及び33の 3の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 11条	番号法第9条第1項 別表50の項	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	和6年4月1日時点 令和7年4月1日時点		事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新設	人手を介在させる作業はない	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (当該対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 特定個人情報を取り扱うことができる端末及びシステムの使用者登録は事務担当者に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、端末のログインにはD・パスワードに加えて静脈 認証も要するほか、離席後一定時間で端末がロックされ再認証が必要になるなどのセキュリティ対策がなされている。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない